

第6節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助（市や消防、警察等の行政機関の取組み）に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

- 1 災害等の知識の習得
 - (1) 防災訓練や防災講習等への参加
 - (2) 地域の地形、危険場所等の確認
 - (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 2 災害への備え
 - (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
 - (2) 避難場所、避難経路の確認
 - (3) 家族との安否確認方法の確認
 - (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
 - (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認
- 3 地域防災活動への協力等
 - (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
 - (2) 初期消火、救出救護活動への協力
 - (3) 避難行動要支援者への支援
 - (4) 地域住民による避難所の自主的運営
 - (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努める。

- 1 災害等の知識の習得
 - (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
 - (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- 2 災害への備え
 - (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備

-
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
 - (3) 避難場所、避難経路の確認
 - (4) 従業者及び利用者等の安全確保
 - (5) 従業員の安否確認方法の確認
 - (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄
- 3 出勤及び帰宅困難者への対応
- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
 - (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
 - (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
 - (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認
- 4 地域防災活動への協力等
- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
 - (2) 初期消火、救出救護活動への協力
 - (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

市民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。